

令和8年5月8日

令和8年 第1回杵築市議会臨時会

# 提出議案説明書



令和 8 年第 1 回杵築市議会臨時会に提出いたしました議案等について、説明を申し上げます。

はじめに、議案第 28 号 令和 8 年度杵築市一般会計補正予算（第 1 号）については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に基づく事業で、総務費、農林水産業費、商工費において、7, 525 万円を追加補正し、補正後の予算の総額を 196 億 4, 525 万円といたしました。

主な補正の概要を、歳出から款を追って、説明を申し上げます。

まず、総務費では、物価高騰対策として、地域公共交通の安定的な運行及び市民の日常的な移動手段を確保するため、バス及びタクシー事業者を支援する経費 530 万円を計上しました。

農林水産業費では、資材高騰により厳しい経営を強いられている農林水産業者に対する補助金 6, 400 万円を計上しました。

商工費では、物価高騰による経費増加の影響を受けている貨物運送事業者を支援する経費 595 万円を計上しました。

以上、歳出について申し上げましたが、その財源は、国庫支出金等です。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第 3 号から報告第 9 号までの専決処分の報告について、説明を申し上げます。

まず、報告第 3 号 令和 7 年度杵築市一般会計補正予算（第 12 号）の専決処分の承認を求めることについては、決算見込額との乖離を少なくするため、歳入では地方譲与税、各種交付金、地方交付税等の確定に伴う補正をするとともに、歳出では、3 月補正時で反映しきれ

なかった事業費の決算見込みに伴う減額補正や、基金への積立金の増額補正を行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

次に、報告第4号 令和7年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについては、事業費の決算見込みに伴い減額補正を行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

次に、報告第5号 令和7年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについては、事業費の決算見込みに伴い減額補正をするとともに、財源調整を行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

次に、報告第6号 杵築市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税環境性能割の廃止による規定の整備を行うほか、改修特別特定建築物に係る固定資産税の減額措置で、市町村の条例で定める割合を規定するなどの所要の改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

次に、報告第7号 杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、地域再生法第17条の6の

地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、固定資産税の課税免除等の期間を延長するための所要の改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

次に、報告第8号 杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、地方税法の一部改正に伴い、改正箇所を引用している条例中の条文の所要の改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

次に、報告第9号 杵築市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定基準の見直しや、子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を規定するなどの所要の改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

以上、専決処分7件について、報告いたしました。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

